どう変わるの？ 敬老パス

70歳以上の市民が、地下鉄やバス、市電に乗る際に利用できる敬老優待乗車証（敬老パス）。
昭和50年の制度開始から50年が経過した今、市の人口構造や事業費など、
敬老パスを取り巻く状況は大きく変わってきています。
このページでは、令和8年4月から制度が変わる敬老パスについて、
その背景と見直しの内容、経過措置についてお伝えします。

詳細 敬老パス専用コールセンター ☎0120-546-085（平日9～18時、12/29～1/3を除く）

敬老パスって、どんな制度？

昭和50年から開始した、高齢者を敬愛するとともに、外出を支援し、明るく豊かな老後の生活の充実を図るために作られた制度です。現在は70歳以上の市民に専用のICカードを交付しており、自己負担額に応じて年間7万円までチャージでき、地下鉄やバス、市電に乗る際に利用できます。

制度開始～現在の人口構造の変化

2021年以降、本市は人口減少の局面を迎えています。一方で、70歳以上の方の人口は制度開始時から増加を続けており、この傾向は今後もしばらく続く見込みです。人口に対する70歳以上の方の割合は、制度開始時の3％から、2025年には23.4％、2055年には33.5％まで上昇すると推計しています。人口構造が変わる中、持続可能なまちづくりを見据え、敬老パスも見直す必要があります。

本市の人口の推移

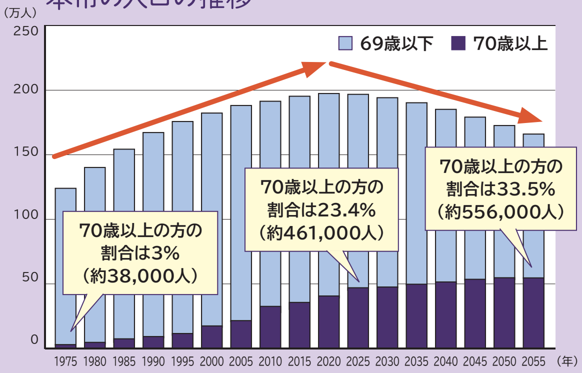

※2025年以降は推計値

利用状況と事業費

利用状況（令和5年度実績）

対象者の約9割が、4万円以下のチャージ額となっています。

チャージ額別対象者の割合（令和5年度実績）

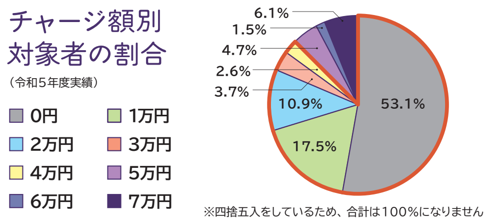

※四捨五入をしているため、合計は100%になりません

事業費

制度開始時は1.3億円だった事業費が、現在は68億円に増加しています。現行の制度を維持した場合、2050年には80億円を超える見込みです。

現行の敬老パスを続けた場合の事業費の推移

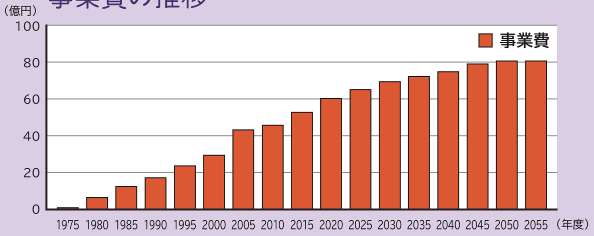

※2025年度以降は推計値

これらの状況から

見直しに向けて議論を重ねました

令和5年11月
敬老パスを全面的に見直す案を公表。各区で計10回の意見交換会を行い、計1,480人が参加。コールセンターや市公式ホームページには、5,000件を超える意見が寄せられた。

【主な意見】
- 現行の制度を見直してでも残してほしい。
- 制度の財源が問題ならそれを明らかにするべき。
- 制度を支える世代の負担にも配慮してほしい。

令和6年9月
市民意見や議会での議論を踏まえ、一定の見直しを行った上で、敬老パスを当面存続することを盛り込んだ実施案を公表。

令和6年11月
敬老パスの見直しについて、市民と市長が直接意見交換。

令和6年12月～令和7年1月
パブリックコメントを実施。

令和7年2～3月
令和７年第１回定例市議会で議論。

その結果

約1年半の間、さまざまな世代の意見をいただきながら市民や議会と議論を交わし、必要な見直しを行った上で、敬老パスを当面存続することとしました

見直しの内容は、次のページへ

見直しの内容

令和8年度から右記のとおり変わります。ただし、敬老パスをお持ちの方には経過措置（後述）が適用されます。

実施時期	令和8年4月から	
対象年齢	70歳以上 ➡ 75歳以上	
自己負担割合	10〜24.3% ➡ 一律50%	
チャージ上限額	7万円 ➡ 4万円	

見直しによる市民負担額の変化

見直しによって市民一人当たりの負担額※は右のグラフのようになり、現在70歳以上の方が現役世代だった2000年ごろの負担と同水準となります。

※（仮称）健康アプリの事業費を含む。（仮称）健康アプリの詳細は、今後本誌にて掲載する予定

20歳以上の市民一人当たりの負担額の推移

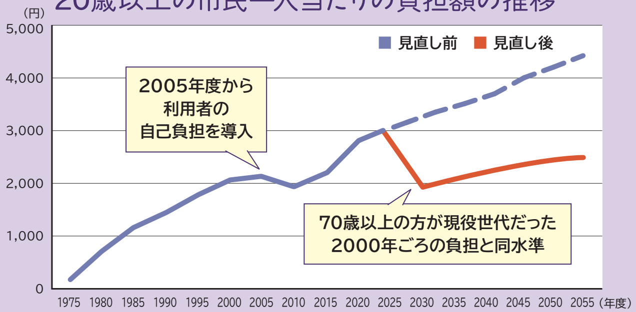

※2025年度以降は推計値

経過措置

現在敬老パスをお持ちの方や、令和7年度中に敬老パスを申請する方には、自己負担割合とチャージ上限額を段階的に見直す経過措置を適用します。右記をご確認の上、左のページで、チャージ額に応じた自己負担額をご確認ください。

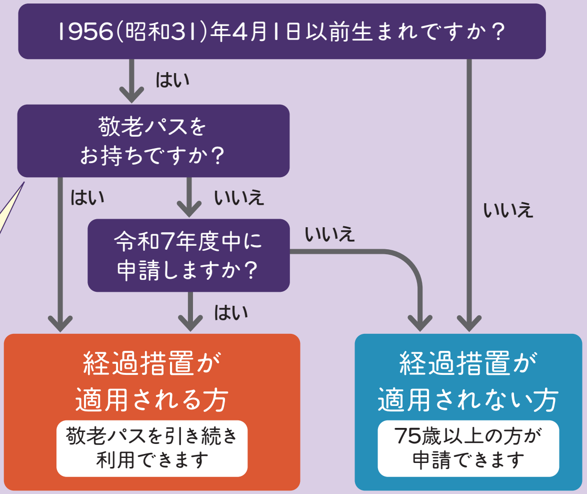

お持ちの方、お持ちでない方のどちらの方にも、6月から順次、制度の変更についてのお知らせ文を送付します

経過措置が適用される方

	チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
令和7年度 ※現行制度と同じ	自己負担額	1,000円	3,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,500円	17,000円
	自己負担割合	10%	15%	20%	20%	20%	22.5%	24.3%
令和8年度	自己負担額	2,500円	6,000円	10,500円	14,000円	17,500円	24,000円	28,000円
	自己負担割合	25%	30%	35%	35%	35%	40%	40%
令和9年度	自己負担額	4,000円	8,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	
	自己負担割合	40%	40%	50%	50%	50%	50%	
令和10年度	自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円		
	自己負担割合	50%	50%	50%	50%	50%		
令和11年度以降	自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円			
	自己負担割合	50%	50%	50%	50%			

例）令和8年度に30,000円チャージする場合→自己負担額は10,500円です

経過措置が適用されない方

	チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
令和8年度以降	自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
	自己負担割合	50%	50%	50%	50%

? よくあるご質問

Q 令和8年度に75歳未満だと、それまで利用していた敬老パスを返さなければいけませんか？

A 令和7年度に敬老パスをお持ちの場合は、敬老パスを引き続き利用できます。敬老パスをお返しいただく必要はありません。

Q 令和7年度以前にチャージした残高は、令和8年度以降も使えますか？

A チャージ残高に有効期限は設けていませんので、令和8年度以降も利用できます。

Q 敬老パスの上限見直しに伴って、チャージしておける上限額やチャージ済みの残高も減らしますか？

A 敬老パスにチャージしておける上限額は、71,000円のまま変更しません。また、制度見直し後も、既にチャージされている残高は減額しませんので、いつでも利用できます。

今回の見直しは、敬老パスを利用する世代の方にご理解をいただくとともに、制度を支える世代の方にも、70歳以上の方が現役世代だった頃と同水準の負担をお願いするものです。新しい敬老パス制度に、ご理解とご協力をお願いします。